

# お知らせ

INFORMATION

城里町役場

☎029-288-3111(代表)

## お知らせ

### 平成25年成人式実行委員の募集について

#### 応募資格

平成25年の成人式対象者（平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの方）  
※町内中学校卒業業者で町外在住の方も可。

#### 募集人員

10名程度

**内容** 成人式実行委員会（夜7時から、5回実施予定）に参加し、平成25年成人式に関する事項を協議していただきます。

また、前日のリハーサルを含め、平成25年成人式当日（平成25年1月13日（日））には司会など、成人式典を運営する役割で出席していただきます。

#### 応募方法

8月31日（金）までに、電話またはFAX、Eメールに件名「成人式実行委員」、本文に郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、性別、電話番号を記載して送付してください。

#### 申込先・問合せ

生涯学習グループ

☎029-288-3135

FAX 029-288-7006

✉ syougai@town.shirosa

to.lg.jp

## イベント

### コミュニティセンター城里映画鑑賞会のお知らせ

#### 映画鑑賞会（入場無料、申込不要）を開催します。当日会場までお越しください。

#### 上映日時

8月25日（土）

1回目／午後2時より

2回目／午後5時より

上映時間140分

#### 場所

コミュニティセンター 城里 ホール

#### 上映作品「はやぶさ」

2010年6月、日本から打ち上げられた小惑星探査機（はやぶさ）が、7年間・6億キロに及ぶ宇宙の旅から地球に帰ってきた。月以外の天体からサンプルを採取して持ち帰るといふ、誰も成し得なかった使命を果たすために…。

次々と降りかかる絶体絶命のトラブルと闘い続け、「はやぶさ」の帰還という奇跡を叶えた人々の真実のドラマ。2011年公開作品。竹内結子、西田敏行出演。

#### 問合せ

コミュニティセンター城里

☎029-288-6100

## お出かけください！

### 第6回かさま新栗まつり

（笠間市）

**日時** 9月29日（土）、30日（日）

午前9時から午後4時まで

（30日は午後3時30分まで）

**場所** 市民センターいわま

（笠間市下郷5140）

**内容** 栗をテーマにしたハン

ドメイドフェア、栗を使った

ゲーム、栗の販売・試食会ほ

か

**申込先・問合せ** かさま新栗

まつり実行委員会（笠間市

農政課内）

☎0296-77-1101

（内線527）

### 8月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です

安全3つのポイント！



KCH

関東電気保安協会

<http://www.kch.or.jp/>

広告



## 児童扶養手当の受給には申請が必要です

児童扶養手当は、下記の条件に当てはまる児童を監護している父、母または父母にかわってその児童を養育している方が受給対象となります。申請は随時受け付けますが、児童扶養手当の支給は申請の翌月分からとなります。

### ■手当の対象となる児童

(「児童」とは、18歳に達した後最初の年度末までにある児童をいいます。ただし、一定の障害がある場合は、20歳未満までとなります。)

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が一定の障害の状態にある児童
- ・ 父または母が1年以上遺棄している児童
- ・ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が生死不明な児童
- ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

### ■手当月額

児童1人(全部支給の場合) / 41,430円  
児童1人(一部支給の場合) / 41,420円～9,780円 } 2人目5,000円、3人目以降3,000円加算

※受給資格者、同居の扶養義務者の前年所得が一定額以上である場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部または全部の支給が制限されます。

### ■手続方法

認定請求書に必要書類(戸籍謄本や住民票など)を添えて健康福祉課または各支所へ申請してください。  
※要件や提出書類等は所得や家族の状況などによって異なりますので、事前に健康福祉課までお問い合わせください。

### ■その他

- ・ 受給資格があっても請求しない限り支給されませんのでご注意ください。
- ・ 婚姻の届出をしていなくても事実婚の場合や遺族補償を受けられる場合、児童福祉施設に入所や里親に委託されている場合等は手当が支給されません。

## ～ 現在、児童扶養手当を受給している方へ ～

### ●児童扶養手当現況届を提出してください

現在、児童扶養手当を受給している方(全部支給停止の方を含む)は、8月24日(金)までに現況届の提出が必要です。現況届が提出されないと受給資格が確認できず、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### ●児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の提出について

児童扶養手当の受給から5年を経過するなど、一定の要件に該当する受給者へ『児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ』を送付しますので、期限内に必要な書類を添付して提出してください。届出書が提出されないと手当の2分の1が支給停止となることがありますのでご注意ください。

問合せ 健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎029 - 240 - 6550